

「赤ちゃんほっと🌀ステーション」 応援企業寄附制度実施要綱

(目的)

第1条 山形みんなで子育て応援団の活動の一環として、企業等の協力により、子育て家庭を地域社会全体で支える気運を醸成するとともに、子育て家庭が安心して外出できる環境づくりを進めることを目的として、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下、「規則」という。）及びこの要綱に定めるところにより実施する。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 寄附申込者 本制度の趣旨に賛同し物品の寄附を申し込む企業・団体等をいう。
- (2) 応援企業 本要綱に基づき物品の寄附を行った子育て家庭を応援する企業・団体等をいう。
- (3) 赤ちゃんほっと🌀ステーション やまがた「赤ちゃんほっと🌀ステーション」事業実施要綱第2条第2号に規定する設備をいう。

(制度内容)

第3条 応援企業の寄附により提供された物品を、子育て家庭が外出時に利用できるよう各赤ちゃんほっと🌀ステーションに配置するとともに、寄附を行った企業・団体等を応援企業として広く周知する。

2 寄附を受け付ける物品は、紙おむつ（衛生上の観点から、数枚ずつに個包装されたものに限る。）やおしりふき等の消耗品とし、新品・未使用のものとする。

(申込み手続き等)

第4条 寄附申込者は、原則として、年度毎に別途設定する募集期間内に、寄贈品調書（様式第2号）を添えて知事に寄附申込書（様式第1号）を提出するものとする。

2 知事は、前項の規定による寄附申込書の提出があった場合、当該申込みに係る審査を行い、受領を決定するときは、寄附申込者に対して寄贈品受領通知書（規則様式第118号の4）を送付する。

3 寄附申込者は、寄附を行う物品を指定の送付先まで郵送等により送付するものとする。なお、郵送に係る費用は、寄附申込者が負担するものとする。

4 県は、物品を受領したときは、寄附を行った応援企業に領収証書（規則様式第118号の5）を送付する。

(物品の配分)

第5条 本要綱に基づき寄附された物品は、年度毎に別途設定する募集期間終了後に、県で各赤ちゃんほっと🌀ステーションに配分する。

(応援企業の公表)

第6条 応援企業の企業名等について、各赤ちゃんほっとステーション内に掲示する掲示物及び県のホームページ等で公表し、県民に広く周知する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、当制度の実施に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年8月28日から施行する。

寄附申込書

年 月 日

山形県知事 殿

申込者

住所又は所在地

企業・団体の名称

代表者職氏名

下記のとおり寄附したいので、申し込みます。

記

寄附を行う物品の 名称及び数量	
寄附予定日 (送付予定日)	年 月 日

※ 様式第2号（寄贈品調書）を添付してください。

【担当者連絡先】

所属・氏名			
電 話		F A X	
メールアドレス			

※申込に当たっては、裏面の誓約を確認のうえ、□に○印を記入してください。

私は、この度の申込を行うに当たり、次の事項について誓約します。

自己又は会社の役員等は、次の各号のいずれにも該当するものではありません。
また、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員等（同法第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）

ウ 自己、その属する法人若しくは法人以外の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用しているもの

エ 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているもの

オ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているもの

様式第2号

寄贈品調書

No.	物 品 名	規 格	単価 (円)	数量	金額 (円) (税込)
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
	計				